

○坪内委員長

それでは、委員会を再開します。

防災部所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、防災部長の挨拶を受けます。

森本防災部長。

○森本防災部長

坪内委員長、原副委員長をはじめ、委員の皆様には日頃より防災部所管の業務につきまして御指導いただき、ありがとうございます。

さて、航空自衛隊美保基地の空中給油・輸送機KC-46Aにつきまして、先月18日に防衛省から追加配備について申入れがありました。県では、松江市、安来市に意見照会をしております。その意見を踏まえて、委員会に説明した上で回答したいと考えております。

また、先週28日には、災害時ドローンチームを立ち上げました。新たに購入した2基のドローンを使った研修会を併せて行ったところです。現在、操作できる職員、10名ですが、今後、人員を増やして、被災状況の迅速な把握のためにドローンを活用していきたいと考えております。

それから、島根原発2号機につきましては、先月20日に格納容器雰囲気モニターの一部に不具合が発生し、その後、22日に復旧をしております。県では、発生当日立入調査を行うなどし、その状況を確認してきております。

2号機の特定重大事故等対処施設につきましては、これまでに原子力安全顧問や安全対策協議会、関係自治体の意見をお聞きしたところです。本日は執行部としての認識を説明させていただきます。

本日は、令和7年度当初予算案及び令和6年度補正予算案を審議いただくほか、報告事項5件について説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坪内委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された防災部に係る議案は、予算案3件です。

はじめに、令和7年度当初予算について審査を行います。令和6年度補正予算に係る議案との関連がありますので、併せて説明を受けたいと思います。

なお、採決については、当初予算、補正予算に分けて行います。

それでは、令和7年度当初予算に係る第3号議案のうち関係分、令和6年度補正予算に係る第1号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

佐藤消防総務課長。

○佐藤消防総務課長

資料の1ページでございます。第1号議案、令和6年度島根県一般会計補正予算（第9号）のうち、防災部関係分について御説明いたします。

歳出総括表の補正額（B）の合計額になりますが、防災部全体で7億900万円余の増

額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、次の２ページでございます。課ごとの内訳と増減理由について御説明させていただきます。

はじめに、消防総務課につきましては、補正額はゼロで、該当する事業はございません。

次に、防災危機管理課分につきましては、震災・風水害等災害対策事業費としまして１，０００万円余の増額をお願いするもので、増額の理由といたしましては、国の新しい地方経済生活環境創生交付金の活用により、避難所の生活環境改善のための防災備蓄物資の追加・拡充を行うものであります。

次に、原子力安全対策課でございますが、６億９，８００万円余の増額をお願いするもので、増額の理由といたしましては、国の１０分の１０の補助金、交付金の活用により、原子力防災対策事業費として、松江市が実施する放射線防護のための新庁舎の陽圧化対策に対する経費助成。また、原子力安全対策事業費として、県の環境放射線情報システムの改修などを行うものであります。なお、いずれの事業につきましても、全額翌年度に繰り越して実施するものでございます。

続いて、資料の３ページでございます。第３号議案、令和７年度島根県一般会計予算のうち、防災部関係分について御説明いたします。歳出総括表の中ほど、Ｒ７当初（Ｂ）欄の合計欄でございますが、防災部全体で７５億６，４００万円余の計上をお願いするものであり、Ｒ６当初（Ａ）欄との比較では２５億８，８００万円余の増額となっております。

次に、４ページでございます。課ごとの内訳でございますが、このうち前年との比較で増減額の大きな事業について御説明いたします。

はじめに、消防総務課関係でございます。表の左側に番号を振っておりますが、６番目の防災情報システム整備事業費でございますが、対前年度との比較で１３億２，６００万円余の増額となっております。この増額の主な理由といたしましては、県の防災行政無線のうち、自治体衛星通信機構の衛星通信回線を活用した通信ネットワークについて、令和６年度から機器の更新に着手しておりますが、その事業進捗による増額と、県防災ヘリからの画像伝送に必要な地上設備の更新に着手することでの増額をお願いするものでございます。

また、７番目の航空消防防災活動事業費につきましては、７億９，８００万円余の増額となっておりますが、平成２５年２月に運航を開始しました県防災ヘリの現行機について、令和７年度から９年度の３か年での更新を計画しており、その事業着手により増額をお願いするものでございます。

次に、５ページ、防災危機管理課関係でございます。６番目の震災・風水害等災害救助対策事業費につきまして、２，１００万円余の増額となっておりますが、災害救助法に基づく救助を行うための経費の増額をお願いするものでございます。

次に、原子力安全対策課関係でございます。４番目の電源立地対策事業費が５億６，５００万円余の増額となっておりますが、増額の主な理由につきましては、令和５年度に国が新たに措置をした安全確保交付金のうち、間接補助により関係市が実施する事業の年度間調整による増額と、後ほど御説明いたしますが、中国電力からの負担金を活用した、関係４市に対する島根県原子力防災安全等対策人件費交付金の新設による増額をお願いするものであります。

また、8番目の原子力安全対策事業費が1億2,400万円余の減額となっておりますが、この減額は環境放射線等の監視や調査のためのモニタリング機器等の計画的な更新整備費の減額が主な内容でございます。

続いて、資料の6ページでございます。第3号議案、令和7年度島根県一般会計予算における債務負担行為の設定のうち、防災部関係分について御説明いたします。

表の1番目から2番目は、先ほど令和7年度島根県一般会計予算の中で御説明いたしました、防災ヘリコプター更新のための航空消防防災活動事業費と地域衛星通信ネットワーク更新事業費について、表に記載のとおりお願いするものでございます。また、表の3番目は、原子力防災に必要なネットワークについて、専用回線による電話、ファクス、テレビ会議システムをリース契約により更新整備するもので、令和8年度から令和12年度までを期間としまして、5億9,651万円の計上をお願いするものでございます。

続きまして、7ページでございます。防災部の主要事業の概要について御説明いたします。

まず、1番目は、消防総務課が所管します防災情報システム整備事業でございます。この事業は、令和6年度までに整備しました第5期島根県総合防災情報システムの運用、また、先ほど御説明いたしました地域衛星通信ネットワークの更新工事などを行うもので、25億5,600万円余を計上しております。

次に、2番目、航空消防防災活動事業費でございますが、先ほど御説明いたしました防災ヘリコプターの更新整備などを行うもので、14億5,400万円余を計上しております。

次に、3番目、消防職員・消防団員活動強化事業でございます。消防団の活動促進、知名度向上、イメージアップを図るための広報事業の実施に加えまして、団員の技能・実践力の向上や消防団活動の活性化を図るために、研修を拡充、強化をし、あわせて各消防団の創意工夫による訓練等の活動経費を助成すること。また、消防職員、消防団員の士気の高揚、技術の向上のため、消防学校等での教育訓練に取り組むことなど、合わせて8,000万円余を計上しております。

8ページでございます。防災危機管理課が所管します4番目の震災・風水害等災害対策事業でございます。地域防災計画の実効性を高めるため、地域住民と一体となって災害に備える対策を実施するもので、4,400万円余を計上しております。

主な取組といたしましては、①では、住民主体の避難所運営等を想定した防災訓練の実施、②では、研修の実施や講演会の開催による地域防災人材の育成・普及啓発、③では、防災備蓄物資整備計画に基づいた備蓄物資の更新・補充、④では、市町村等の防災力向上支援として、住家被害の認定に関する研修や、被災地に派遣する職員等を対象とした実践的な研修、⑤では、被災世帯に住民の補修等に係る支援金を支給した市町村に対し、当該支援金の一部を支援することなどに取り組むものでございます。

次に、5番目の能登半島地震を踏まえた災害対応力の強化につきましては、今年度整備しましたドローンの操作研修や、先ほど令和6年度の一般会計補正予算の中で御説明しました、国の交付金を活用した避難所の生活環境改善のための防災備蓄物資の追加補充など、補正予算の1,000万円余と合わせまして7,400万円余を計上し、災害対応力の強化に取り組むものでございます。

9 ページでございます。原子力安全対策課が所管します6 番目、原子力防災・安全対策事業でございます。補正予算と合わせて1 7 億8, 4 0 0 万円余を計上しておりますが、内容といたしましては、万一の原子力災害の発生に備え、原子力防災資機材の更新やモニタリング機能の強化、2 県6 市による原子力防災訓練の実施、広報誌、パンフレット等の作成、配布や講演会の開催、原子力災害応急対応体制の実効性の向上のための職員研修などに取り組むものでございます。

次に、7 番目、島根県原子力防災安全等対策交付金でございます。島根原子力発電所の立地市及び周辺3 市が実施する原子力防災・安全対策、地域振興、住民福祉の向上に資する対策を支援するため、核燃料税収入額のうち一定割合、または一定額を松江市、出雲市、安来市、雲南市に交付するもので、3 億1, 0 0 0 万円余を計上しております。

次に、8 番目、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金でございます。国の安全確保交付金などを活用しまして、島根原子力発電所の立地市及び周辺3 市が実施する、避難の実効性向上を図るための事業を支援するもので、7 億1, 0 0 0 万円余を計上しております。

次に、1 0 ページでございます。9 番目、島根県原子力防災安全等対策人件費交付金でございますが、こちらの個別の資料で御説明いたします。

1 1 ページでございます。中国電力による原子力関係業務に係る職員人件費負担について、まず、1 ポツ、負担金の概要でございます。令和7 年3 月4 日に締結をしました島根原子力発電所に係る原子力防災安全対策等に要する財源協力協定に基づき、県及び関係4 市の原子力関係業務に係る人件費相当額を島根原発の設置者である中国電力が負担するもので、(1)、期間は令和7 年度から1 1 年度、ただし、国が財政措置を行うまでの間、両者協議の上、更新が可能としており、(2)、負担額は年5 億円を上限としまして、毎年度、実績に基づき負担、(3)、対象となる業務は、原子力防災対策に関する事務、原子力安全対策に関する事務、交付金等に関する事務としております。

次に、2 ポツ、関係4 市への交付ということで、この交付金の一部につきましては、関係4 市に対し交付することとしまして、先ほど対象業務として挙げた3 点の事務について、新たに島根県原子力防災安全等対策人件費交付金を創設し、3 ポツ、当初予算額の(2)に記載しておりますが、1 億6, 0 0 0 万円余の計上を令和7 年度一般会計予算でお願いするものでございます。なお、4 市ごとの内訳につきましては、資料に記載のとおりでございます。

また、県の職員人件費に対しましては、(1)、歳入予算5 億円から(2)の関係4 市への交付金を差し引いた金額が予算上の負担額となっております。

1 0 ページに戻りまして、最後に、令和7 年度の組織改正を1 件載せております。これによる定数の増減は伴いませんので、職員定数の点から当初予算額の増減に影響するものではございませんが、島根原子力発電所2 号機再稼働後の安全監視体制を強化するため、原子力安全対策課に原子力安全監視スタッフ等を改組しまして、原子力安全監視室を設置するものでございます。

御説明は以上でございます。

○坪内委員長

説明のありました当初予算と関連する補正予算について質疑等はございませんか。

尾村委員。

○尾村委員

本会議でも取り上げさせていただきましたが、中国電力からの５億円、負担金の問題ですね、少し細かいところをただしたいと思います。

現時点で、いわゆる電力会社から、原発立地の都道府県、今回島根県が受け取るような負担金を受け取っている状況はあるのか、ないのか。まず最初に、それをお聞きします。

○坪内委員長

三村原子力立地対策室長。

○三村原子力立地対策室長

他の電力会社において、自治体に負担金を支出している事例があるかという御質問をいただいたところですけども、他の電力会社の事例につきまして承知はしておりません。なお、中国電力と鳥取県におきましては、鳥取県が実施いたします原子力防災対策に係る経費のうち、人件費など国の財政措置が行われていないものについて、中国電力が一定の継続性を持って応分の負担をするものとしたしまして、年１．８億円を上限に負担する旨の協定を締結しているところでございます。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

今の御答弁なんですけど、島根県の防災部として、あまり答えたくないということがあろうかと思います。それは何かといえば、いわゆる電力会社が全国各地あると、例えば東京電力、九州電力、四国電力とあると。そういう電力会社が都道府県に対して負担金を出しているのかどうか、これを島根県が知らないわけではないわけですよ、その有無をですね。ただ、県の防災部のほうとしては、これは他の電力会社と都道府県との歳入関係、歳出関係、負担金の関係ということで、答弁はしたくないということと私は今、受け取りました。

私は、このように電力会社が都道府県に対して負担金を出しているという例はない、島根原発だけだと。今、三村原子力立地対策室長が御答弁いただいたように、鳥取県が協定に基づいて負担金を受けている。そして、島根県がこのたび５億円の負担金の受領ということを決めて、今議会、予算計上しているということだと思います。

今回のその５億円の負担金を受け取るということなんですけれども、負担金の対象業務として、原子力防災対策に関する事務、原子力安全対策に関する事務、そして交付金等に関する事務、この３つが対象業務ということでございますけれども、このたびの受領する負担金で、これら３つの原子力防災、原子力安全、これらの業務、５億円の負担金でこれは足りるんですか。別な言い方をすれば、今までは受け取っていない、今までの現状で原子力安全、原子力防災の業務はしっかりできていたのですか。この点での防災部の認識を伺いたいと思います。

○坪内委員長

三村原子力立地対策室長。

○三村原子力立地対策室長

対象となる業務３つ、御質問いただいたと思うんですけども、これで中国電力から年５億円の負担をしていただいて、ある程度、おおむね満たすような状況になると考えており

ます。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

三村原子力立地対策室長にとっては、ちょっと気の毒な御質問したかもしれません。

じゃあ、角度を変えます。これは原発の安全性の問題の話になりますので、角度を変えたいと思います。私は、原子力安全対策、それから原子力防災対策というのは、これはもう終わりはないと思うんです。それは、原発事故に備えての様々な防災安全対策というのは、もう万全にも万全を期さないといけない。今の島根県の防災部の人役だけで果たしていわゆる安全、または防災対策、これは充足できる状況ではない、このように私は思っております。もっともっと言い方変えれば、原発がある以上、島根原発がある以上、いついかなる事故、トラブルが起こるか分からない。そして、避難対策などもしっかりと、これを策定していかなければならない。原発をなくさない限り、原子力安全対策、原子力防災対策の予算は、もっともっと拡充すべきだというのが私の考えであります。

その上で、このたびの協定は5年間であります。国が2月、第7次エネルギー基本計画を策定しました。第7次エネルギー基本計画は、2040年度、電源構成の中で原発の割合を2割にすると、このように記されております。これは、言い方を変えれば、現時点、全国14基、原発が稼働していますけれども、2040年度には全国で30基、原発を稼働する、こういうことを資源エネルギー庁が宣言した内容であります。当然その中には、今時点で原発が稼働して36年になる島根原発2号機、これも動かすということが計画上内包されていると思うし、島根原発3号機の新規稼働も国は視野に入れていると私は思っています。

私は原発の稼働はやめるべきだという立場ですけれども、今の国のエネルギー政策が続く限り、国がきちっと原子力安全対策に係る業務、負担を、県に対して負担金を出さない限り、その財政需要というのは、今のエネルギー政策が続けば、ますます増えていくという関係になります。そうであるならば、協定は5年間ですけれども、島根県としては、この5年後の協定に対して、今現在5億円の限度額の負担金を引き上げてくれというふうに言わなければならない、それは国が財政措置をしなかった場合。私はそういう関係になると思っておりますけれども、私の認識は違っているでしょうか、合っているでしょうか。

○坪内委員長

小村原子力安全対策課長。

○小村原子力安全対策課長

まずは、原子力発電所があるというところで、安全対策、それから防災対策ということ、ここをしっかりとやっていかないといけない、そのための財源であったりと、こういったところもしっかり確保しないといけないということ、尾村委員の言われるとおりかと思えます。これらに関しましては、まず、国のほうにしっかり負担いただくべきだということで、まずは財政措置等を求めているという状況でございますけれども、現状においては、この部分が必ずしも十分ではないというところで、次善の策として今回は負担の協定を結んでいるという関係だと思ってございます。

また、将来の原発の稼働というところに関しましては、これは国のほうがどのように想

定してるかというところはつまびらかではございませんけれども、いずれにしましても、県としましてはしっかり安全対策、防災対策をやっていくという中で、財源というところもしっかり求めながらということでは考えてございます。

中国電力との協定のところに関しては、今、結んだというところでございますので、将来のことについて今何かを申し上げるということは難しいかなというふうな考えでございます。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

委員長、質疑はこれで終わりにしますが、法令違反を中国電力はこの間繰り返してきています。何度もこの委員会でも議論をしました。例えば20年間で8度の火災、またはトラブル、誤認等を入れれば、2号機再稼働直後の水位計の誤解釈の問題もあった。様々な問題が私はあったと思います。ですから、中国電力の運転体制に対して、安全管理体制に対して、多くの県民が不安を抱えています。

先ほどお話ししましたように、国はエネルギー政策で原発を推進です。今まで活用を減らしていくと言っていたのを、最大限活用するというように180度、舵を切りました。方向転換しました。推進の方向です。となれば、電力会社も動かすという考えです。となれば、この原発の、危険な原発、これをきちっと安全管理をする、きちっと防災業務をするというのは、私は自治体の責任というのを、本当に大きくなってきていると思うんです。ですから、島根県が電力会社に対して、県民の命と安全を守る立場できっちりと向き合わないといけない。私はこれは県防災部の使命だと思います。

そこで質問します。法令違反を繰り返している中国電力から県が負担金を受領することによって、電力会社、中国電力に対して、本当にきちっと監視、指導ができますか。その認識をお伺いしたいのが1点。

それから、この負担金受領について、県民の理解、合意はあると考えておられますか。この2点、質問させていただきます。

○坪内委員長

小村原子力安全対策課長。

○小村原子力安全対策課長

2点御質問をいただきました。まず、中国電力に対して、監視といったことがしっかりできるのかということであったかと思います。これに関しましては、今議会でも知事のほうから御答弁させていただいておりますけれども、従前からこの部分については、原子力安全対策、防災対策ということはやっているということでございますし、先ほども申し上げました、本来、国ということでございますけれども、次善のところ、それから、原因がないところから、負担する理由がないところからということではありませんで、そういった業務が発生する原因となっている設置者、中国電力に負担いただくということで、これをもって県のほうでやる業務が変わるとか、それで監視ができないということではないというふうに考えてございます。また、先ほど体制の話でも御説明をさせていただきましたけれども、4月から原子力安全監視室というようなところも設けまして、職員の配置等、事務分掌等を集中して監視ができるようにと、そういった形でやっていきたいという

ふうに考えてございます。

それから、県民合意ということでございました。これに関しましても、これも繰り返し知事のほうから御答弁をさせていただいてるかと思います。県民の中に、当然、再稼働判断のときもそうございましたけれども、発電所の安全性、あるいは避難というようなところで不安の声があると、必ずしも皆さんが賛成ということではなくて、いろんな声があったということは、これは事実だと考えてございます。そういった中で、県といたしましては、知事が御判断しましたけれども、そういった中で、まずは発電所のほうが安全に運転をするようにというようなところの、しっかり見ていくということと、万が一の避難に備えた対策、ここの実効性向上を図るということで県としては努めていきたいと、こういう考えでございます。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

島根県の中国電力に対しての、電力会社に対しての毅然たる対応を求めて、質疑を終わります。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。

尾村委員。

○尾村委員

私は、今、質疑させていただきましたが、当初予算案の第3号議案、一般会計予算には反対させていただきます。理由は、質疑でも申したところですけれども、中国電力からの企業献金とも言えかねない負担金の受領というのは、原発マネーに依存する島根県の財政構造をさらに加速させるものであり、島根県政の在り方がゆがめられかねないと思います。法令違反を繰り返す中国電力から負担金は受け取るべきではありません。最大の原子力安全対策は2号機の再稼働をやめることです。原発のない島根こそ、私は最大の原子力安全防災対策だというふうに考えます。以上です。

○坪内委員長

それでは、御異議がありました第3号議案のうち関係分については、挙手により採決を行いたいと思います。

お諮りいたします。第3号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○坪内委員長

挙手多数。よって、第3号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、令和6年度補正予算について審査を行います。

第1号議案のうち関係分につきましては、先ほど説明を受けましたので、残る補正予算案であります第58号議案のうち関係分について、執行部から説明してください。

佐藤消防総務課長。



○佐藤消防総務課長

資料の１２ページでございます。第５８号議案、令和６年度島根県一般会計補正予算（第１０号）のうち、防災部関係分について御説明いたします。

歳出総括表の補正額（Ｂ）欄の合計額になりますが、防災部全体で４億９，０００万円余の減額補正をお願いするものでございます。

次の１３ページ、課ごとの内訳と増減のあった主な事業について御説明させていただきます。

はじめに、消防総務課につきましては、２億１，２００万円余の減額でございますが、主な理由としましては、表の４番目、防災情報システム整備事業費で、地域衛星通信ネットワーク更新事業費が減額となったことなど、実績による事業費の減額でございます。また、防災情報システム整備事業費につきましては、設計変更と資材入手困難により４億１，７００万円余の繰越しをお願いするものでございます。

次に、防災危機管理課につきましては、７００万円余の減額でございますが、主な理由としましては、表の４番目、震災・風水害等災害対策事業費で、令和３年度から令和５年度に発生した災害で被災された方に対する生活再建支援制度による支援実績額及び見込額の減額によるものでございます。

次に、原子力安全対策課でございますが、２億７，０００万円余の減額でございますが、主な理由としましては、４番目の電源立地対策事業費で、安全確保交付金に係る市実施事業の年度間調整に伴う減額、７番目の原子力対策事業費で、防災活動資機材整備の実績による減額、８番目の原子力安全対策事業費で、環境放射線測定調査の実績による減額などによるものでございます。また、４番目の電源立地対策事業費につきましては、国の原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金を活用して実施する事業のうち、県の間接交付により実施する関係市分事業の繰越しに伴い、１億２，０００万円の繰越しをお願いするものでございます。

御説明は以上でございます。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

それでは、採決を行います。

補正予算案に係る議案２件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

お諮りいたします。第１号議案のうち関係分、第５８号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、第１号議案のうち関係分、第５８号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託議案の審査を終了します。

次に、報告事項について、執行部から説明を受けます。

はじめに、報告事項の島根原発2号機特定重大事故等対処施設等に係る事前了解に関するものを除いた報告事項について説明を受けます。質疑は説明の後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

加本防災危機管理課長。

○加本防災危機管理課長

防災危機管理課からは、2つの事項について御報告いたします。

資料14ページをお願いいたします。まず、航空自衛隊美保基地における空中給油・輸送機（KC-46A）の追加配備について御説明いたします。

1のこれまでの経緯でございますけれども、美保基地への空中給油・輸送機（KC-46A）の配備につきましては、これまで議会に御説明した上で、平成29年3月に島根県として同意しており、美保基地には令和3年度から5年度で4機配備され、令和7年度中に2機配備が予定となっております、計6機配備されることとなっております。

令和7年2月18日に、防衛省中国四国防衛局から、令和7年度政府予算に取得費が計上された4機を美保基地へ配備したい旨の説明及び文書による協議の申入れがございました。

次に、2の防衛局の説明内容についてでございますが、1の増機する理由でございます。令和4年に閣議決定されました防衛力整備計画において、周辺国が航空戦力を増強する中で、日本の防空体制に万全を期すため、戦闘機部隊を増強するとともに、それらが我が国周辺空域等で高烈度化する各種航空作戦において粘り強く戦闘を継続するには、航空給油・輸送機を増勢することとしているとされております。

また、（2）の美保基地に配備する理由につきましては、戦闘機による我が国防空任務の支援のため、必要な空域全般への進出について有利な位置にあり、所要の給油能力を発揮できること、2つ目として、増勢する4機の運用に必要な施設整備の地積を敷地内に確保できるとの説明がございました。

続いて、（3）配備のスケジュールでございますけれども、追加配備に伴う施設整備につきましては、令和7年度から駐機場や格納庫等の整備に着手、令和11年中に4機が配備され、これにより10機の配備となる予定です。現時点でこの10機の配備をもって、美保基地への配備は完了となる予定となっております。

3、県の対応でございますけれども、国からの協議申入れにつきましては、先月、松江市、安来市に対し意見照会を行ったところであり、今後の予定としましては、6月に常任委員会で松江市、安来市の意見及び県の回答案を御説明した上で、7月に国に回答をしたいと考えております。

続きまして、15ページをお願いいたします。島根県地域防災計画のうち、風水害等対策編と震災編の修正について御説明いたします。

1の目的でございます。国の防災基本計画の修正、消防庁防災業務計画の修正及び令和6年能登半島地震を踏まえ、県の地域防災計画の一部を修正するものでございます。

次に、2の主な修正内容でございます。まず、（1）の防災基本計画の反映につきましては、①令和6年度能登半島地震を踏まえた修正を行っております。能登半島地震におきましては、道路が寸断され、多くの孤立地区が発生し、被災状況等の早期把握が困難とな

りました。そうしたことから、機動的な情報収集活動ですとか救助活動を行うため、被災地の情報収集及び進入方策につきまして、車両や資機材の充実・小型化・軽量化することや、無人航空機、これドローンですけれども、こうしたものですとか人工衛星を活用することを追加いたしております。

次に、自治体支援につきましては、大規模災害等が発生した場合、国や他県等から応援職員を受け入れる必要がございますが、そうした応援職員等の宿泊場所の確保が困難となることも想定いたしまして、活用可能な施設やスペース等をリスト化することについて追加するものでございます。

次に、避難所運営につきましては、避難生活における良好な生活環境を確保するため、パーティションですとか段ボールベッド等を避難所開設当初から設置することや、避難所における生活用水を確保すること。トイレカーなど、より快適なトイレの設置へ配慮すること。高齢化の進展を踏まえ、福祉の支援の充実・明確化、こうしたことについて追加するものでございます。

次に、②のその他の追加事項につきましては、在宅避難者や車中泊で避難生活を送る避難者に対する支援に係る拠点の設置検討や、避難者支援に係る情報提供。

次に、災害支援ナースの充実・強化につきましては、災害支援ナースの派遣に関する協定に基づきまして、支援締結施設の管理者に対しまして派遣要請を行うといったことについて追加するものとなっております。

次に、（２）消防庁防災業務計画の反映につきましては、大規模災害時等緊急時におきまして、要救助者の位置情報の提供を受けることができる機関、この機関につきましては、これまで警察と海上保安庁、消防庁となっておりますが、それに加えて、地方公共団体の災害対策本部が追加されております。こうしたことに伴い、関係の部分を追加するものとなっております。

次に、（３）島根半島部における災害発生時の対応能力強化に向けた取組の追記につきましては、県では被災状況を早期に把握できるよう、今年度、災害対策本部用にドローンを２機配備するとともに、新たに職員公募によりまして創設しましたドローンチームによりまして、災害時の情報収集に努めることとしており、こうした事項について追加するものとなっております。

次に、３のスケジュールでございます。計画の修正につきましては、今年１月１７日から２月の１６日までの間、パブリックコメントを実施しておりまして、今回の修正内容につきましては、３月１３日に開催いたします島根県防災会議で御審議いただくこととしております。

私からの説明は以上でございます。

○坪内委員長

神村原子力防災対策室長。

○神村原子力防災対策室長

私からは、島根県地域防災計画のうち、原子力災害対策編の修正について御報告させていただきます。資料１６ページを御覧ください。

１の目的でございますが、島根原発の稼働状況を踏まえるとともに、国の防災基本計画の修正及び原子力災害対策指針の改定を反映するために、計画の一部を修正するものでご

ざいます。

2の主な修正点でございますが、2点ございます。まず、(1)、2号機の稼働状況を踏まえたEALの修正でございます。EALとは、原発事故の状況がどの緊急事態に該当するのかを判断するための基準のことを指します。そして、緊急事態区分ごとに取りべき防護措置が定められており、例えば全面緊急事態の段階では、発電所から5キロ圏内の住民は避難、5キロから30キロ圏内の住民は屋内退避を行います。現行の地域防災計画では、再稼働前の炉に適用するEALと再稼働後の炉に適用するEALの両方を記載してございますが、2号機の再稼働を踏まえまして、再稼働前の炉に適用するEALを削除するものでございます。

続きまして、(2)、防災基本計画の修正及び原子力災害対策指針の改正に伴う修正として、2点挙げてございます。1点目としましては、甲状腺被ばく線量モニタリングの追記です。5キロから30キロ圏内の住民は原則屋内退避ですが、万が一放射性物質が放出された場合、定められた基準値を超過した区域は、1週間程度以内に避難をしていただくことになります。このように、放出後に避難された住民の方の甲状腺の被ばく線量を推定し、健康相談等に関する施策の実施に役立てることを目的に、甲状腺被ばく線量モニタリングを実施することとされました。県は、国の支援であるとか関係機関等の協力を得まして、甲状腺被ばく線量モニタリングの実施体制を整備することなどを追記するものでございます。

2点目としましては、全国規模で派遣される要員の受入れ調整を追記する予定としてございます。先ほど御説明しました甲状腺被ばく線量モニタリングなど、原子力災害医療に関する事項について協力いただく機関につきましては、これまで道府県が登録する枠組みとなっておりましたが、新たに国が指定する枠組みが設けられました。これに伴いまして、発災時には国の指定する原子力災害医療協力機関の調整による県への要員派遣が想定されますので、その受入れ調整に関する記載を追記するものでございます。

3のスケジュールにつきましては、先ほど説明のあった風水害等対策編、震災編と同様でございます。

次の17ページを御覧いただきますと、先ほど御説明しましたEALの内容と甲状腺被ばく線量モニタリングの概要を御参考として記載しております。

私からの説明は以上です。

○坪内委員長

小村原子力安全対策課長。

○小村原子力安全対策課長

それでは、私からは、島根原発2号機における運転上の制限の逸脱に係る県の対応について御説明をさせていただきます。

最初に、19ページのほうを御覧いただければと思います。今回の事象の概要について、簡単に御説明をさせていただきます。その後、本件に係る県の対応状況について説明をさせていただきます。

1ポツ、保安規定に定める運転上の制限についての御説明になります。

島根原子力発電所の運転上のルールを定めました保安規定では、運転中動作可能な機器を予備を含めて何台確保する必要があるかといったことを運転上の制限として定められて

おります。例えばでございますが、同じ機能を持った機器が予備を含めて2台必要というケースで、機器の不調等によりまして1台になった場合には、あらかじめ定められた時間内に修理等の必要な措置を行うようルール化されているということでもあります。

2ポツ、今回の事象でいいますと、重大事故対策用に位置づけられております格納容器雰囲気モニター、これが2系統、B系とSAと呼ばれるものがありますけれども、このうちのB系が監視不能になったことから、(3)で書いております、措置の内容に記載をされました①から③の措置を取り、できない場合には原子炉を停止すると、このように定められているというところでございます。事象発生の日後の22日18時40分に当該モニターの復旧が確認されたことをもって、全ての措置が完了したという状況になっております。

また、(2)事象の概要のところに記載をしておりますが、今回は、下の図でいきますと、バツ印がついております、水素濃度計測器につながりました伝送器の測定値表示が消えたことで監視不能と判断されたものでございますが、同様な機能を持ちます格納容器雰囲気モニターのA系というもので水素濃度、酸素濃度の監視は継続をしております、異常がないことは確認ができていたという状況でございました。

ページを戻っていただきまして、18ページ、県の対応に係る主な経過でございますが、2月20日の19時に、中国電力が島根原発2号機の格納容器雰囲気モニターの不具合に伴いまして、保安規定に定める運転上の制限からの逸脱を宣言しましたことから、同日、県は松江市とともに立入調査を実施しております。その際、中国電力に対しまして、原因究明及び対応状況の報告を求めています。

また、22日にありました中国電力による運転上の制限からの復帰の宣言を受け、26日には、立入調査時に求めています、その後の対応状況等に関する説明を聴取したところであります。

2ポツのほうで、それぞれ県が確認した内容を記載しております。(1)立入調査につきましては、時間は21時から22時まで、発電所において島根県、松江市、それぞれ2名の職員を派遣して実施をしております。調査では、現場状況の確認といたしまして、残りのモニターの動作確認など、事象発生後速やかに行うよう定められた措置が実施済みであること、また、別系統のモニターでの監視が継続できていることを聞き取っております。②発電所内で放射線量を測定している排気筒モニター、放水路水モニター及び敷地境界モニタリングポストの値を確認したところ、平常の値であり、環境への影響がないことを確認しました。

(2)26日に行った中国電力からの報告聴取では、①原因調査の結果、不具合の原因が格納容器内の水素濃度の測定データを送る伝送機の故障であり、当該伝送機以外には不具合がないことを確認したということ、②当該伝送機を取り替える等を行ったこと。これによって、不具合のあった格納容器雰囲気モニターが復旧したことで、運転上の制限を逸脱した場合に行う措置が全て完了したこと、これらを確認しております。

以上、本件につきましては、保安規定で定める必要な措置が完了していることを、これを県でも確認をしておりますが、県といたしましては、中国電力が島根原子力発電所の運転を安全に行うよう、今後も引き続き運転状況等を継続的にモニタリングしていく考えであります。

私からの説明は以上であります。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。よろしいですか。

尾村委員。

○尾村委員

航空自衛隊の美保基地における空中給油機の追加配備の問題で、何点かお尋ねしたいと思います。

まず、昨年、その空中給油ブーム損傷の事故が起きました。事故を起こした事故機、それから事故機を含め、美保基地に配備されている４機の現在の運航状況はどうなっていますか。

○坪内委員長

加本防災危機管理課長。

○加本防災危機管理課長

現在の運航状況についてお答えいたします。現在、美保基地に配備されております４機のうち、事故を起こした機体以外の３機につきましては、マニュアルの整備や要員の教育などの必要な再発防止対策を実施した上で、昨年１２月下旬より空中給油を伴う訓練を再開いたしております。事故を起こした機体につきましては、中国四国防衛局からは、現在修理中ということで、運航していないと聞いております。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

御説明がありましたように、今後の方向でいきますと、美保基地には空中給油機が１０機配備されるということになるわけですね。現在、４機が訓練をやっていると。２機が配備されて４機ということで、１０機ということになる。４機から１０機、倍増するということになると思います。この点について、防災部はどのように認識をされているのか伺います。

○坪内委員長

加本防災危機管理課長。

○加本防災危機管理課長

機数の増につきましての御質問ですけれども、県としましては、平成２９年の３月に配備自体について了解しております。その際の同意した事項につきましては、機数にかかわらず、配備自体を同意しておるものでございまして、今回につきましては、同じ機種を増機ということで認識いたしております。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

平成２９年３月に配備を同意した際に、県として意見を付したものがあると思います。その意見を付して同意した、その現状が今どうなっているのか、きちっと守られているのかどうか、現状認識を伺いたいと思います。

○坪内委員長

加本防災危機管理課長。

○加本防災危機管理課長

配備に同意する際に付した意見につきましては、まず1つ目といたしまして、安全航行に万全を期し、地域住民の安全を確保するよう申し入れておりますけれども、これにつきましては、防衛省では、現時点では飛行の安全に影響する技術的課題はないとしておりまして、また、今回のブームの事故も含めまして、速やかに原因究明と再発防止が行われております。

2つ目といたしまして、地域住民の生活に支障が生じないよう、騒音対策など航空機の飛行の運用に係る申入れを行っておりますが、これにつきましては、基地周辺3か所に測定装置が設置されておまして、常時騒音の状況を把握されているほか、騒音を軽減するため、早朝、夜間の離着陸をできる限り控えるという取組が行われております。

3つ目といたしまして、飛行の運用に変更等が生じる場合につきましては、速やかな情報提供と協議を行うということにしておまして、その点に関しましては、今回の増機のように速やかな情報提供や協議がなされております。こうしたことから、県が同意する際の意見につきましてはおおむね対応されておりますけれども、今後とも対応をしっかりと注意してまいりたいと考えております。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

御説明、先ほどあったように、防衛局がいわゆる増機する理由という点で、はっきり書いてるんですよね、なぜ増機するのかと。だから、今国会で来年度の予算案が審査中であります。空中給油機が、4機買うというのが国の予算に入っております。この4機を全て美保基地に配備するというのが国の考えなんですけれども、課長御説明されたように、これ、課長の説明というよりも防衛局の説明によれば、増機する理由という点で、我が国周辺空域等で高烈度化する各種航空作戦において、粘り強く戦闘を継続するには空中給油を増勢することになっている。すなわち、戦闘を継続するために空中給油機を配備するんだと、こう正直にしっかり書いているわけです。だから、戦闘、有事を想定した航空機の増機だというふうに、これはもう防衛省自身が言っているわけです。基本的に美保基地の性格というのは国土防衛だったはずですが、しかし、防衛から出撃地へと、今変貌しようとしている。私は危険な方向だというふうに思います。

空中給油機というのは、その給油機と戦闘機が同じ速度で飛行すると、空中でパイプをつないで給油するという非常に危険な訓練、行為だというふうに言われています。かなりの航空燃料を大量に積んでるわけですから、給油機には。その大量の航空燃料を積んだ空中給油機が一たび事故を起こしたら、甚大な被害が起こるということは目に見えると私は思ってます。そういう意味で、今日は表決でも何でもないので、私はこういう追加配備というのは本当に危険だということを意見として述べておきたいと思います。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。

白石委員。

○白石委員

同じく空中給油機の話ですけど、松江市、安来市には意見照会をするというふうに書いてますが、美保基地周辺の住民の皆さんの意見なんかは聞かれる予定がありますでしょうか。

○坪内委員長

加本防災危機管理課長。

○加本防災危機管理課長

今回の追加配備につきましては、松江市と安来市に対しまして、県と同様に中国四国防衛局のほうから説明が行われております。県としましては、地元の松江市、安来市の意向を踏まえて判断したいと考えております。現在、両市に対しまして、文書で意見照会を行っているところでございますけれども、住民説明会の必要性につきましては、まずは地元である松江市、安来市でお考えになることだと考えております。

○坪内委員長

白石委員。

○白石委員

そうかもしれませんが、やっぱり地域住民の皆さんの意見をね、意見というか、ちゃんと同意を得ないと、何かやっぱり非常に危険なことだと思います。実際、戦闘がはじまる場合は、一番に狙われます。そのことを考えたら、やっぱり地域住民の皆さんがどんなふうを考えられるかっていうことはしっかり把握をして意見反映してほしいなと思います。松江市、安来市がやることだから知らんよじゃなくて、しっかりやってくださいって言ってほしいと思います。以上です。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。

さっき説明があったように、県の対応としては、6月の議会でまた松江市、安来市の意見、また県の回答案を報告ということで、ちょうど議会のほうも委員会の構成替えがありますんで、また新しい議員さんのほうにも、しっかり今日出た意見を含めて伝えていただいて、必要な対応を取っていただきたいなというふうに思うところでございます。

それでは、次に、島根原発2号機特定重大事故等対処施設等に係る事前了解について、説明を受けます。

それでは、説明してください。

小村原子力安全対策課長。

○小村原子力安全対策課長

それでは、私から、島根原発2号機特定重大事故等対処施設等に係る事前了解について、御説明をさせていただきます。資料のほうは20ページからになります。

1ポツ、島根原発2号機の特重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に関します主な経過であります。この特重施設等につきましては、平成28年の4月28日に中国電力が県に事前了解願を提出し、県は7月1日に申請することのみを了解する旨、回答しております。その後の審査を経まして、昨年10月23日に原子力規制委員会が設置変更を許可し、同25日に中国電力から県に対して事前了解について改めての依頼がありました。これを受けまして、県は11月13日に原子力安全顧問会議を、11月20日に安全対策協議会を開催して、それぞれ意見を伺ったところであります。また、1



1月26日には、本委員会において執行部より本件に関する事前了解の取扱い、議会等の御意見をお聞きした上で、設置の可否を判断する考えを御説明させていただきました。また、12月13日には、中国電力が特重施設等の概要を、原子力規制庁が審査結果の概要を本委員会で説明し、御審議をいただいたところであります。

これらの経過を経まして、原子力安全顧問の意見につきましては、12月13日の委員会で執行部資料として配付をさせていただきました。本日、確認項目ごとの整理表という形でございましたけれども、改めて資料25ページから添付をさせていただいております。ここから47ページにかけて添付をさせていただいているところであります。また、安全対策協議会でいただきました委員の皆様の御意見、こちらのほうを資料の33ページ、それから39ページのほうに追加をさせていただいております。こちらのほうにつきましては、適宜御確認をいただければと存じます。

続きまして、関係自治体の意見ということでございますが、2ポツ、周辺自治体につきましては、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市から、島根県との間で締結しております覚書に基づきまして、島根原発2号機の特重施設等の設置については了承する考えが示され、また、それぞれ中国電力に回答をされております。また、松江市についても、別途中国電力に対して設置を了解する旨の回答をされているという状況であります。

以上を踏まえまして、3ポツ、県の認識についてであります。島根原発2号機の特重施設等の設置に係る事前了解につきましては、県議会の御意見をお聞きした上で、今後、知事が判断するということになりますけれども、現時点、原子力安全顧問、安全対策協議会、関係自治体等の意見を踏まえた県の認識については、以下（１）、（２）で示すとおりであります。

まず、（１）としまして、これまで御意見をお聞きする中でも、特重施設等の設置自体に反対する御意見はなく、県としても、当該施設は現在稼働しております島根原発2号機の安全性をより高める施設であることから、速やかな設置を進めるべきとの認識でありまして、設置については了解する方向で考えてございます。その上で、中国電力及び国に対しましては、県から令和4年6月の2号機再稼働判断時に要請した事項への引き続きの対応を求めるとともに、特重施設等の設置についていただいた御意見等を踏まえ、それぞれに必要な対応を求めることが適当と考えてございます。

ここで、2号機再稼働判断時に要請をした事項につきまして、本日の資料、参考資料ということで、資料48ページから添付をさせていただいております。

簡単にですけれども、まず、中国電力に対しましては御覧の10項目、原子力規制委員会に対して3項目、内閣府に対しまして4項目、それから経済産業省に対しまして7項目の要請をしております。これらにつきましては、原子力発電所の安全確保のための取組でありますとか、避難計画の実効性向上のための取組を求めるものなど、大部分は継続的な対応を必要とするものでございますので、引き続きの対応を求めることが適当と考えているものでございます。今回、これらに加えまして、追加する要請項目の案を別紙の1から4でおつけをさせていただいております。

資料21ページのほう、まず、別紙の1でございます。中国電力に対しましては、特重施設等の設置やテロ対策に関連して4項目上げてございます。

1つ目、特重施設等の設置に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、作業員の安全を第一に、できるだけ早期の設置が行われるよう工事を進めること。2つ目、特重施設等の審査や設置工事の進捗状況等について、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市に対して、引き続き丁寧な情報提供を行うこと。3つ目、特重施設等を含む安全対策設備の運用に当たっては、核物質防護の観点からの情報管理を徹底するとともに、施設・設備の整備だけでなく、組織・人員体制、手順、教育訓練といった人的な面に関しても充実・強化を図る取組を継続して行うこと。4つ目、高度化するテロの脅威に対応するため、常に最新の知見を取り入れるなど、引き続き島根原子力発電所の安全確保に最大限取り組むこととしております。

続きまして、別紙の2、原子力規制委員会に対しましては、特重施設等の審査、検査、テロ対策に関連する2項目でございます。1つ目、島根原子力発電所2号機の特重施設等の設計及び工事計画認可の審査、保安規定変更認可の審査、原子力規制検査等を厳格に行うこと。その際、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育及び訓練といった人的な対応についても厳格な確認を行うこと。2つ目、高度化するテロの脅威に対応するため、常に最新の知見を規制基準に反映するなど、引き続き原子力の安全規制を担う機関として安全対策に万全を期すこと。

内閣府、それから経済産業省に対しましては、関係自治体から原子力防災対策の充実強化を求める意見があったことなども踏まえまして、県の直近の重点要望等でも求めている内容を2号機再稼働判断時に要請した項目に加えて要請する案とさせていただいております。

資料23ページになります。内閣府に対して、2項目でございます。1つ目が、複合災害時には、自然災害と原子力災害の対応を並行して進めることになるため、初動段階からの国による支援が迅速かつ的確に行われるよう体制を強化すること。2つ目、地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費や原子力災害医療派遣チームの養成に係る人件費など必要な経費について財源措置を講じること。

続いて、経済産業省への要請事項でございます。1つ目、原子力災害が発生した場合、陸路、海路、空路によるあらゆる手段を活用して、一般住民及び避難行動要支援者の避難がより円滑に実施できるよう、道路整備等の支援の拡充を行うこと。2つ目、地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財政措置を講じること。

資料の御説明については以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坪内委員長

ただいま説明がありましたが、質疑等はございませんか。

尾村委員。

○尾村委員

この特重施設等の問題は、今、経過報告でありましたように、中国電力などもお呼びして、原子力規制庁もお呼びして、この委員会で審査してきたところです。

私は、さっきの空中給油機と少しこの問題を兼ねさせてもらうとね、結局、何で特重施設を造るかといったら、これはテロ対策、大型航空機の衝突に備えての施設なわけですよ

ね。じゃあ、原発の特重施設を造ればいいのかという問題じゃないわけです。そういう事態が、テロとかそういう大型機の衝突などが起こらないような、そういう環境を、これはちょっと執行部に聞くのは気の毒かもしれませんが、政治の責任でつくることが私は大事だと思うんです。しかし、先ほど報告事項で議論したように、美保基地においては、軍備強化の動きになってるわけですよ。すなわち、軍事対軍事の関係が強まってきて、軍事的な緊張関係が強化されてくる。これはあってはならないことですが、そうなってくると、原発が狙われたりとかする危険が高まりかねない、今、私は情勢だと思ってるんです。ですから、これは執行部に聞くのは酷ですから言いませんけど、ここは私は、やっぱり平和な環境をつくっていかないと。原発が狙われたりしないようにしないとイケない。これは政治の責任だということをまず意見で述べておきたいと思います。

ただ、執行部に聞きたいのは、もともと特重施設っていうのは、福島原発事故が起きて、福島の教訓の上に立って造るということになったわけですよ。新規制基準がつくられて、特重施設の設置が義務づけられたわけですよ。新規制基準が2013年に施行された。5年以内に特重施設を造るということだったんです。だから、2018年には特重施設を造るというのが、これは原子力規制委員会の方向だったわけですよ。ところが、今2025年、7年、もう経過しているわけです。特重施設ができないから、原子力規制委員会が原発の設工認から5年以内に造ればいいのかということで、甘やかしたわけですよ。だから、遅れているわけですよ。私は、今のこの猶予期間が与えられたわけだけど、このときまでに特重施設が必要になる事態が起きかねないことを憂慮しているわけです。

質問している意味が分かりますか。執行部はどう考えておられますか。これは聞かせていただきたいと思います。

○坪内委員長

小村原子力安全対策課長。

○小村原子力安全対策課長

原子力発電所の安全対策でございますけれども、新規制基準のほう、先ほど尾村委員からありましたことでございますが、新しい基準の中では、故意による大型航空機の衝突やテロ等ということへの対応ということも基準の中で求められているというふうに理解してございます。こういったことで、例えば大規模な損壊があった場合にも対策が取れるようにということで、可搬型設備、これを分散配備する、あるいは体制や手順を定めて、人的な対応をできるようにすること、これが基準の中で求められているということでございます。これらにつきましては、今、新規制基準で2号機のほうの対策やっておりますけれども、既に対策済みというふうに認識をしまして、今回設置をされます特重施設等は、この対策のバックアップとして対策の有効性をより高めるものだと、こういったような認識でございます。

県としましては、そうはいいまして、安全性をより高める、向上させるものということですので、早期の設置が望ましいとは考えてございます。今回、中国電力に対する要請の中でもそのようにもしておりますが、一方で、その対策というものは有効なものではないといけないということですので、国に対しては特重施設等に対する厳格な審査、あるいは検査というようなこと、こちらについては求めていきたいという考えでございます。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

今の課長が述べられた内容というのは、格納容器が破損した場合の対応を述べられたと思うんです。だから、いわゆる新規制基準というのは、そういう対応しかないわけです。私は、これはこの委員会等でも話してきたんですけども、ヨーロッパなど、非常に厳しい、厳しいというか、充実した安全設備が要求されているわけです。例えば、格納容器を大型航空機の衝突に耐え得るように二重構造にする、そういう対応や、溶融燃料を受け止めるコアキャッチャーの設置が要求されているということであります。日本の新規制基準と比べたら、本当にしっかりした安全設備要求がされていると思います。

私は、特重施設を今造るということ自体に、説明があったのに反対はないんですけども、しかしながら、特重施設を設置する、造るということは、原発を動かすための、これは要件になっているわけです。だから、特重施設を造ることは問題ないと思うけども、この造っている特重施設だけで十分かといったら、十分ではない、安全設備に不安が残ると思っています。だから、取るべき方向は、原発を動かさない、廃炉に持っていく、これが一番の安全対策だというふうに考えます。

委員長、考え述べました。以上です。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。

多々納委員。

○多々納委員

島根原発2号機につきましてはいろいろお話があります。既にもう稼働しているという状況を考えますと、やっぱり本体そのものを引き続き安全に運転していくことが極めて重要な状況だというふうに思っております。お話がございましたように、特重施設というのは2号機の安全をさらに高めるものだというふうに考えますし、先ほども御説明がありましたけれども、再稼働判断時に要請されました内容、説明ありましたけれども、この事項について引き続き求めると同時に、これも説明がありましたが、工事を行う際の作業員の安全も十分配慮した上で、早急に設置を求めるべきではないかなというふうに思います。

そして、さらに、お話がこれもあるように、この安全対策っていうのはこれで終わりではないというふうに思いますので、さらに安全確認に向けた取組を推進していただきたいということを付け加えて、再稼働といいますか、この特重施設に賛成するものでございます。以上です。

○坪内委員長

そのほかございませんでしょうか。

委員会としての判断、後ほど委員間協議で行いたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了します。

この際、防災部全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

それでは、以上で防災部所管事項の審査及び調査を終了します。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

委員の皆様はしばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

○坪内委員長

それでは、続いて、委員間協議を行います。

島根原発２号機特定重大事故等対処施設等に係る事前了解に係る判断についてであります。

本委員会では、昨年１１月２６日に執行部から島根原発２号機の特重施設等の設置変更が原子力規制委員会から許可されたことの報告を受け、１２月１３日に中国電力及び原子力規制庁から意見聴取を行ったところであります。

また、先ほど執行部から島根県の対応について説明を受け、了解に賛成の意見、また尾村委員からは反対の意見があったところでございます。

判断については、知事は従来から県議会や安全対策協議会、原子力安全顧問、関係自治体等の意見を聞いた上で判断すると述べておられまして、本委員会としても意見を整理すべきと考えます。

本日、本委員会としての結論を出したいと思いますので、挙手による採決を行いたいと思います。

その前に何か御意見等がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、中国電力が行う島根原発２号機特定重大事故等対処施設等に係る事前了解について了とすること、また、先ほど執行部から説明のありましたように、了解に当たっては中国電力及び国に対し必要な事項を要請することについて、了とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○坪内委員長

挙手多数。よって、本委員会といたしましては、中国電力及び国に対してそれぞれ必要な事項を要請することとした上で、島根原発２号機特定重大事故等対処施設等に係る事前了解について了解することに決定いたしました。

なお、この決定事項につきましては、２月定例会最終日、３月１３日木曜日に防災地域建設委員長報告において報告いたしたいと思います。

そのほか、委員長報告について御相談します。

今回の委員長報告に当たり、特に盛り込むべき事柄等ありましたら、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議ないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、委員派遣についてですが、所管事項に係る調査活動を計画されている方があれば、委員会として派遣決定をしておく必要がありますので、お申し出ください。

次に、閉会中の継続調査事件についてですが、お配りした案のとおり、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議ないようですので、そのように決定いたします。

次に、その他でございますが、昨年 7 月 18 日に実施しました所管事項調査、県道大社日御碕線の道路崩落現場の実施調査の概要及び昨年 9 月 3 日に実施しました所管事項調査、島根原子力発電所 2 号機現地視察の概要をタブレットの防災地域建設委員会委員間協議に載せておりますので、また御覧いただきたく思います。

本日の予定は以上ですが、そのほか何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、これをもちまして防災地域建設委員会を閉会します。お疲れさまでした。